研究成果報告書 科学研究費助成事業

平成 30 年 6 月 1 5 日現在

機関番号: 32634

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2015~2017

課題番号: 15K04314

研究課題名(和文)私的領域を大規模に介在させた教育制度改革の成功事例に関する検証的研究

研究課題名(英文)Evaluative study on a successful case of educational reform with large-scale commitment of private sector

研究代表者

広瀬 裕子(HIROSE, HIROKO)

専修大学・文学部・教授

研究者番号:40208880

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文): 本研究では、私的セクターを大規模に介在させた教育再生の成功要因を明らかにするとともに、理論的考察を行った。検証対象はイギリス・ロンドンのハックニー区の改革である。同改革では、区の自力再生が困難となった段階で中央政府が介入し、私的セクター(TLT)に教育業務すべてを強制移管した。TLTは顕著な改革成果を上げた後、教育を区に戻した。本研究では、改革の経緯と背景を、国家介入を可能にした法整備に注目して明らかにしつ、TLTのCEの協力を得てそれまで不明であった改革の実像を明らかにした。そして、この改革経緯を、平時の制度内での修復が不可能になった場合の有事の教育がバナンス改革と知るした。

可能になった場合の有事の教育ガバナンス改革と把握した。

研究成果の概要(英文): This research clarified the background, details and success factors of the educational reform case that utilized the private sector on a large scale and made a theoretical consideration. The case to be examined was that of the Borough of Hackney in London. The education in Hackney was fallen into a serious situation with difficult factors. When the Council failed to tackle the case on their own, the Government intervened and forced their entire services to be transferred to a private sector, the Learning Trust (TLT). The education in Hackney was improved significantly by TLT and returned to the Council.

In this research, the reform background was clarified mainly focusing on the legal process that enabled the central government to intervene into LEAs. With cooperation of the CE of TLT, who led the reform strategies, the practical details were also clarified. This research interprets this whole process as an education governance reform in an emergency.

研究分野:教育学

キーワード: ガバナンス 私的セクター NPM ハックニー 介入 ラーニング・トラスト 教育制度改革 改革の有

1. 研究開始当初の背景

公立学校や行政組織などの公権力領域に 私的セクターを関与させる NPM 手法は、財政 危機を背景に広く採用されるものの、効果や 妥当性については批判的な見解も少なくな い。一方、日常的制度運営に留まらずに、行 き詰まった制度を改革する手法として私的 セクターをむしろ大規模に関与させる構想 が 1990 年代後半の英国に登場して顕著な成 果を見せた。ロンドンのハックニー区の非営 利私企業ラーニング・トラスト (The Learning Trust: TLT)による改革である。

ハックニー区は、ロンドンの東部に位置する貧困度の高い地区であり、貧困のみならず治安の悪さについても知られている。人口は約25万人、地区を構成するエスニシティはきわめて多様であり、初等学校で話される言語は100種類を越えるといわれる。人口割合としては英国系白人36%、他の白人1%、黒人22%、インドアジア系7%、混合6%、中国系その他のアジア系3%である(UK Census 2011 から計算)。

区内の学校数は、2013年現在で、初等学校 55 校、子どもセンター 23 箇所、中等学校 7 校、アカデミー5 校、特別支援学校 4 校、学校外教育施設(Pupil referral Unit) 2 箇所である。

ハックニー区の改革の大枠や成果の概要については少しずつ明らかにされてきている(広瀬 2014)。中央政府の介入により、ハックニー・カウンシルと TLT とは 10 年間の業務移転契約を結び、この契約期間に TLT は顕著な改革成果を上げた。この成功には、1、オーダーメード・プラン、2、資金、3、人材の確保が大きく寄与している。

オーダーメード・プランについては、非営 利の独立組織(TLT)を区内に設置するという 改革手法それ自体が、ハックニー区の実情に 見合う手法として試行錯誤を経て構想され たものである。また、TLT の業務が地域特性 から乖離しないように運営方針は地域の関係者が関与する取締役会によって決定されるなどの工夫がなされた。資金に関しては、中央政府のモデル事業としてこの改革が遂行されたたことで、契約期間中は中央政府から安定した資金援助がなされた。また、人材に関しては、中央政府の鳴り物入りの新形態プロジェクトであったことで、区の内外から志を持つ有能な人材が集まった。結集した人々の士気は極めて高く、こうした職場環境は、地元で長年活動してきた区内の有能な人材の活躍も可能とした。

改革概要と成果が明らかにされてくる一方で、しかし、実際に、そして具体的に TLT 内部においてどのように改革作業が進められたかの詳細は不明であった。

2. 研究の目的

本研究は、私的領域(=TLT)を大規模に強制 投入する手法によって困難地域の教育行政 再生を果たしたハックニー区改革の実態を、 経緯のみならず改革の実際に踏み込んで明 らかにすることを目的としている。さらに、 同手法を一般的手法へと応用しうる可能性 の存否を特定するとともに、同改革の性格を 整合的に説明する公共把握の再検討と公私 理論の再構成をも試みた。

3. 研究の方法

TLT の改革業務の実質的な主導者であった
TLT の CE である Alan Wood OBE を研究協力者
に得て、区の教育再生事業に関する実態調査、
資料情報収集、ヒアリング調査を行った。ま
た、Wood を日本に招聘して公開研究会を実施
し、国内の他の研究者と知見を共有した。
(Wood は、ハックニー区での改革成功により
2012 年に叙勲を受け、その後ハックニー方式
を導入した Doncaster や Birmingham などの
教育改革にも評価官として関わっている。)

4. 研究成果

ハックニー区の教育再生は、典型的な困難

地域において破綻した教育行政を再生するプロジェクトである。同改革の改革手法の特徴は、区による自力再生が不可能になった段階で、中央政府が法的根拠を担保するための立法措置を並行させながら当該地域に介入し、区の業務を民間組織(=TLT)に包括的に移管させるというラディカルな手法を採ったところにある。ハックニー区にあってはこの手法は顕著に効果を上げた。公共的な業務を民間セクターに強制的・包括的に移管させる手法を「ハックニー手法」と呼ぶならば、中央政府はハックニー区での成功を確認した後で「ハックニー手法」を他の困難地域の業務再生手法として汎用化し始めている。

本研究では、この改革の全体像を、改革に並行した立法、すなわち「学校教育の水準と枠組に関する 1998 年法(School Standards and Framework Act 1998)」(以下「枠組み法」)と、「1999 年地方自治体法(1999 Local Government Act)」の制定過程に注目しながら明らかにしつつ、TLT が行った改革の詳細を Wood の協力により明らかにした。そして、この改革を有事の教育ガバナンス改革と名付けて分析した。

以下、本研究の成果を、ハックニー区改革 に並行する立法措置、ハックニー区改革の詳 細、「ハックニー手法」の汎用化の 3 点につ いてまとめる。

(1) ハックニー区改革に並行する立法措置

中央政府に地方教育行政(LEA)への介入権限を認める立法は、それまでにない「歴史的に重大な意味を持つ」法として注目されたにもかかわらず、実のところ「大きな反対もなく議会を通過」(LGC紙 1998.7.29)している。

介入権限の導入準備は、1997 年の労働党 政権発足と同時に始められていた。失敗に対 する不寛容の姿勢は、白書『学校教育の卓越 性(*Excellence in Schools*)』(1997.7)において 早々と明言され、白書の方針を具体化した 「枠組み法」と、翌年の「1999 年地方自治体法」の制定という2段階の立法措置で、介入権限は制度として整えられた形である。「枠組み法」は、地域の学校の教育水準を向上させることをLEAの責務とし(第5条)、その責務を果たすためにLEAに学校に介入する権限を付与するとともに(第14条)、中央政府、具体的には閣僚大臣である国務大臣(The Secretary of State)にLEAに介する権限を付与した(第8条)。「1999年地方自治体法」は、その第15条で、地方行政の全領域を想定してLEAに対する国務大臣の介入権を定めた。

中央政府による介入権限導入の是非がもっぱら議論されたのは「枠組み法」第8条をめぐる議論においてである。議論においては、権限付与そのものについて野党からも実質的な反対がなく、答弁する政府としてもこれが教育改善に有効な手段だという点を強調して応じるに尽きている。国務大臣の介入権限行使が、特定の失敗した地方教育と教育行政の再生のための窮余の策であるということが、与野党ともに了解されていたからである。特定地域すなわちハックニー区の教育問題が、それほどに巨大だったということでもある。

成立した第8条は、即座にハックニー区に 適用され、区の教育事業の中の学校改革業務 とエスニック・マイノリティ支援業務が入札 にかけられ、営利私企業であるノード・アン グリア(Nord Anglia)に3年契約で移管され る。翌年1999年に政府は、教育以外にも介 入を可とする1999年地方行政法を成立させ、 その介入条項を、ノード・アングリアの3年 契約が終了した2002年のハックニー区に第 1号として適用した。それにより、区の教育 事業全てが入札にかけられて、区内に新たに 設立された非営利の私企業であるTLTに移 管された。

(2) ハックニー区改革の詳細

ハックニー区のTLTによる改革実務をCEとして率いた A. Woodからの情報提供を元に整理すると、TLTによる改革が成功した理由は次のような6つで理解することができる。

① 達成したいことを明確に提示した

親が自分の子どもを行かせたいと思うような学校にする、ということをミッションとし、「子どもの成績(outcome)を向上させるのに何が良いことか What is right to improve pupil outcomes?」を合言葉にして物事を判断した。

- (a) このビジョンをもとにした7つの目標 設定
- ・毎年キーステージごとのテストで、また、 全国と地域の他の学校との水準比較をする ことで、子どもたちの成績を向上させる
- ・就学前教育の質を向上させる、高度の教育 と学習、人生の可能性のあるスタートができ るように
- ・教育に関与することを奨励する、貧困や障 害が可能性を削がないように
- ・インフラ整備への投資 高度な教育にとって不可欠
- ・教育に適切に投資するための財政的自由を 最大限確保する、追加財源確保も優先的に行 う
- ・TLT で働く専門職の専門職力量の向上に投 資し、優秀な人材を確保する
- ・全関係者ステークホルダーと綿密に協議して、教育において TLT の意見が全体をリードできるようにする
- (b) TLT の姿勢を明確にする 擁護する姿勢 Advocacy 共同性、代表性、説得 リーダーシップを発揮 Leadership ビジョン、専門性、質 透明性を持つ Transparency 説明責任、支援的、関与する

創造性を持つ Creativity 革新、主導性、士気 コミュニケーションを重視する Communication

相談、応答、委託 明確な価値観を持つ Values 包摂、多様性、平等

- (c) TLT 内の意思統一の形成: TLT のリーダ ーたちに求めることを明示した
 - ・ビジョン、価値、目的を明確に 組織再編 役割、責任、
- ・子どもの福祉、教育、達成について共通 価値をもつ
 - ・授業の質の向上
 - ・学校間に新しい関係を作る
- (d) TLT 発足して優先的に行った作業
- ・恒常的な Senior Management Team をつ くる
 - ・有能な教員を呼び込む採用計画
- ・LEA と親、校長、学校理事会その他の関係団体との意思疎通を改善する
 - ・中等学校の改善戦略を立てる
- ② 目標達成に十分な時間と安定性を確保した

TLT 設置時に組織構想を丁寧に行ない、非 営利民間企業という形態にした。(ハックニ 一区の場合、名前の Trust は単なる名称)

- ・10年の契約企画の確保
- ・Council の政治的介入の排除
- ・Council との契約 限定された中心項目 に焦点を当てた内容にする。例えば、学校と 子どものパフォーマンスに焦点を当てて 28 項目に絞る
 - ・何層もの官僚機構を継続的に簡素化
- ・予算の有効使用 学校改善、専門職開発、 資本投資が可能になる。教育予算は中央政府 からカウンシルを通過して全額がTLTに下り

る形の契約内容にした。

・ 著名な人材を得た

例 Mike Tomlinson(前 Ofsted 長官)が議 長になる。

- ・地域代表の性格が強い取締役会が次第に 機能を強化して TLT を支えた
- ③ 第1級のリーダー的人材を学校およびTLT 内に確保した

CE や議長の他、事務部門および教育部門の 担当者として。

- ・第1級の教員の採用と教員研修に資金投入
 - ・教員の採用と教員研修制度の整備
- ・士気が高く、有能で下位の子どもたちを 向上させようという思いのある教師へ
 - · 教員研修 資質向上
 - ・修士号取得支援 年に30人
- ・専門職研修センター設立 Tomlinson Centre
- ・独自の評価システム (これがハックニーの教育を向上させた原動力)
- ④ 難しい決定を回避せずに行なった
- (a) 学校閉鎖
- ・2 校の閉鎖を決定。緻密な閉鎖計画を立てず行する。
- ・閉鎖と並行して安定性を確保できる新し い校長を雇用
- ・子どもの教育向上は中断させずにすすめる
- ・子どもたち全員を区内の学校にきちんと 転校させる
- (b) 人事

業績の上げられない校長の解雇

改革時期の前半 2002-2007 年に、20 人以上の校長が結果的に退職した。「TLT に疑義が持たれたこともあったが関係が壊れることはなかった」(Wood)

⑤ 継続的に革新を続け、しかも対応能力を 維持した

TLTによる改革は、中央政府による新しい教育改革手法の実験的試みという特殊事情の中での改革であり、これが改革のエネルギー源でもある。国全体が公的資金支出を減少させる時期であり、一方で各学校の自律性が拡大される政策にも晒されていた。TLTの実験的改革という性格は、度重なる国政の変更にむしろ積極的に対応し続ける姿勢となり、そうした国の政策を補助金獲得に最大限活用した。

⑥ 経済的貧困を学力不信の言い訳にしな かった

そもそもハックニー区の改革は、地域の全般的貧困状況を背景にしたところで行なわざるをえなかった改革である。TLTがもたらした改革成果は、経済的貧困地域であることが必ずしも意欲が低い地域であること、あり続けることを意味せず、貧困家庭の親と子どもが可能性を実現できないということではないことをも示してもいる。

(3) 「ハックニー手法」の汎用化

ハックニー区で大きな成果を上げたTLTの 強制導入というラディカルな改革手法は、単 に民が官に取って代わることの効果を示す ものとして把握するのみでは核心を突かな い。教育行政組織が自らの機能不全を自力再 生できない有事に際して選択された、民によ る教育行政の包括的再生プロジェクト、すな わち教育行政機能を遂行する主体のデフォ ルトを官に置き続けるために採用された、教 育ガバナンスの有事的メンテナンスの形態 であると理解した方が実態に合っている。 TLT の強制投入方式はハックニー区の有事状 況にこそ効果を発するようにプランされた オーダー・メードされたまさに「ハックニー 手法」であった。 しかし、事態はさらに先に進み始めている。 教育省(DfE)は、ハックニー区でのTLTの顕著な成功を確認した上で、「ハックニー手法」 を他の失敗認定されている地域の改革に適用を始めた。中央政府に地方教育行政への介入権限を認めた2つの法は一般法として成立しており、形式的には他の地域への適用も可能である。BirminghamとDoncaster、Sloughなどで導入が始まっている。

介入方式が「極端で特殊な」手法ではなく LEA 再生の基本手法にされ始めたということ であり、LEA 再生に関する新しい政策段階に 移ったと理解される。しかし、「ハックニー 方式」を汎用化するにあたっては、汎用化し うる要素の切り分けは不可避な課題である。

引用文献

広瀬裕子 2014「教育ガバナンス改革の有事 形態:ロンドン・ハックニー区に見られた私 企業によるテイク・オーバー(乗っ取り)型 教育改革」『教育ガバナンスの形態』日本教 育政策学会年報第 21 号。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 5件)

- ① 広瀬裕子 「政治主導改革の可能性 イギリスにおける『学校教育の水準と枠組みに関する 1998 年法』導入を題材に一」『日本教育行政学会年報』査読なし、No. 41、2015、p. 19-36。
- ② 広瀬裕子「イギリスの教育改革における学力向上政策と地方教育行政による改革実践—ハックニー改革を率いたアラン・ウッド講演をもとに」専修大学社会科学研究所月報、査読なし、No.633, p.1-36。

 $\frac{\text{http://www.senshu-u.ac.jp/}{\sim} off 1009/PDF/1}{60320\text{-geppo}633/smr633\text{-hirose.pdf}}$

③ 広瀬裕子 「解説=権限剥奪・民営化された地方教育当局 一ロンドン・ハックニー区のラーニング・トラストによる教育改革一」 (大会公開企画)『日英教育フォーラム』査読なし、第20号、p.7-9。

④ 広瀬裕子「教育再生を軸にした地域再生 - ロンドン・オリンピックのホスト地ハックニー区の改革-」専修大学社会科学研究所 月報、査読なし、No.657、p.1-28。

http://www.senshu-u.ac.jp/~off1009/PDF/1 80320-geppo657/smr657-hirose.pdf

⑤ 広瀬裕子、荒井英治郎「教育政策研究の展開と今後の方向性―学会四半世紀の研究動向を踏まえて―」『日本教育政策学会年報』査読なし、第25号、2018(予定)。

〔学会発表〕(計 3件)

- ① 広瀬裕子 「失敗した教育への政治介入と 法改正 イギリスにおける『学校教育の水準 と枠組みに関する 1998 年法』導入を題材に」 日本教育政策学会、2015。
- ② 広瀬裕子 「失敗自治体の教育再生 ―ロンドン・ハックニー区の教育改革手法―」日本教育行政学会、2015。
- ③ 広瀬裕子 「中央政府の介入方式による教育改善支援政策-イングランドの近年の動向を踏まえて-」日本教育行政学会、2017。

[図書] (計 1件)

- ① 小玉重夫、藤田英典、青木栄一、大桃敏行、志水宏吉、小国喜弘、菊池栄治、小山静子、木村涼子、村上祐介、<u>広瀬裕子</u>、苅谷剛彦『教育変革への展望 第6巻 学校のポリティクス』全334ページ、p.282-301担当、2016、岩波書店。
- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

広瀬 裕子 (HIROSE, Hiroko) 専修大学・文学部・教授 研究者番号: 40208880

(2)研究協力者

Alan Wood, Chief Executive, The Hackney Learning Trust (2015.12.31 退任)